



宮 崎 県 公 報

平成28年6月20日（月曜日） 第 2804 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報……………（総務課）	1
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（障がい福祉課）	3
○保安林の指定予定の通知（7件）……………（自然環境課）	3
○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課）	4
○道路の供用の開始（6件）……………（ ” ）	5

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）	6
○公文書開示等の状況……………（総務課）	6
○個人情報保護制度の運用状況……………（ ” ）	8
○宮崎県農業振興地域整備基本方針の変更……………（農村計画課）	10
○土地改良区の役員の就退任の届出（4件）……………（農村整備課）	10
○基本測量の実施の通知……………（管理課）	11
公安委員会規則	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則……………	12

告 示

宮崎県告示第 425号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成27年宮崎県告示第 429号）は、廃止する。

平成28年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して6月間	総務部人事課
宮崎県立看護大学特別入学者選抜試験（推薦）	筆記試験の得点及び面接評価（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県立看護大学総務課
宮崎県立看護大学特別入学者選抜試験（社会人）	同 上	同 上	同 上
宮崎県立看護大学一般入学者選抜試験（前期）	筆記試験（大学入学者選抜大学入試センター試験を除く。）の得点、面接評価及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学一般入学者選抜試験（後期）	同 上	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者一般選抜試験	筆記試験の科目別得点及び口述試験成績（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上

宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者特別選抜試験	筆記試験の得点及び口述試験成績（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士後期課程入学者選抜試験	口述試験成績（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	福祉保健部医療業務課
毒物劇物取扱者試験	科目別得点	同 上	同 上
登録販売者試験	同 上	同 上	同 上
調理師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	福祉保健部衛生管理課
ふぐ処理師試験	同 上	同 上	同 上
宮崎県製菓衛生師試験	同 上	同 上	同 上
クリーニング師試験	同 上	同 上	同 上
狩猟免許試験	知識試験の得点	試験当日午後	各試験会場
	技能試験の減点	最終合格発表の日から起算して1月間	環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課
林業架線作業主任者免許講習修了試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県林業技術センター
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	商工観光労働部産業振興課
採石業務管理者試験	同 上	同 上	同 上
技能検定試験	科目別得点	同 上	商工観光労働部雇用労働政策課
職業訓練指導員試験	同 上	同 上	同 上
県立産業技術専門学校訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	同 上	受験した県立産業技術専門学校又は県立産業技術専門学校高鍋校
宮崎県農薬管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	可否通知を発送した日から起算して1月間	農政水産部農業経営支援課
宮崎県農業機械士等認定試験	同 上	同 上	同 上
県立農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	県立農業大学校

家畜人工授精講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立高等水産研修所入所試験	筆記試験の得点及び総合順位	同 上	県立高等水産研修所
宮崎県産業開発青年隊入隊試験	一般選考試験又は推薦選考試験における総合評価点及び順位	同 上	宮崎県建設技術センター

宮崎県告示第 426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月 20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
はな薬局	宮崎市	宮崎市谷川 1丁目7番 23	宮崎市大字 浮田3313番 1	平成27年 8月1日

宮崎県告示第 427号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月 20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字八重字長藪 466-1-1、466-2、466-4、466-5、466-8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 428号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月 20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市下三輪町1773-1、1774-1、1775-2、1775-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 429号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月 20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市下三輪町1813-10から1813-14まで、1813-16、1813-17、1813-22、1813-24
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 430号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字山ノ神 336-2、336-5、336-6、336-8 から 336-10まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字山ノ神 336-2・336-5・336-6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、336-8 から 336-10まで
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 431号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字財内 131-5
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字財内 131-5（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 432号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上野字親父山平3752-21（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 433号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字上松葉7576（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 434号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月20日から平成28年 7 月 4 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
19	県道	石河内	児湯郡高鍋	旧	22.0～	5.4

	高城高鍋線	町大字北高鍋字小丸 840番 7 地先から同郡同町同大字同字 840番 1 地先まで		25. 8	
			新	21. 4～29. 7	5. 4

宮崎県告示第 435号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月20日から平成28年 7 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
352	県道	野首麓線	宮崎市大字糸原字上藪 3420番 1 地先から同市同大字同字 3409番 1 地先まで	旧	13. 1～17. 3	25. 2
				新	14. 4～18. 8	25. 2

宮崎県告示第 436号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月20日から平成28年 7 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字地藏谷山 1 0651番 1 地先から同市同町川内名同字 10651番 1 地先まで	平成28年 6 月20日

宮崎県告示第 437号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月20日から平成28年 7 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字地藏谷山 1 0651番 1 地先から同市同町川内名同字 10651番 1 地先まで	平成28年 6 月20日

宮崎県告示第 438号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月20日から平成28年 7 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字地藏谷山 1 0651番 1 地先から同市同町川内名同字 10651番 1 地先まで	平成28年 6 月20日

宮崎県告示第 439号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月20日から平成28年 7 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字	平成28年 6 月20日

			地藏谷山 1 0651番 1 地 先から同市 同町川内名 同字 10651 番 1 地先ま で
--	--	--	---

宮崎県告示第 440号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月20日から平成28年 7 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市北川 町川内名字 大鹿倉山 1 0649番 1 地 先から同市 同町川内名 字地藏谷山 10651番 1 地先まで	平成28年 6 月20日

宮崎県告示第 441号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月20日から平成28年 7 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
352	県道	野首麓 線	宮崎市大字 糸原字上藪 3420番 1 地 先から同市 同大字同字 3409番 1 地 先まで	平成28年 6 月20日

宮崎県告示第 442号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区

域に指定する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 南方 - 1 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱14号までを順次結んだ線、標柱14号と標柱15号を市道南方北 5 号線官民地境界に沿って結んだ線、標柱15号と標柱16号を結んだ線及び標柱 1 号と標柱16号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市南方町垣下 460地先法定外公共物（水路）
2	” ” ” 333
3	” ” ” 334
4	” ” ” 457 - 1
5	” ” ” 452
6	” ” ” 449
7	” ” ” 448地先法定外公共物（道路）
8	” ” ” 443
9	” ” ” 513
10	” ” ” 537
11	” ” ” 525
12	” ” ” 473 - 2 地先法定外公共物（水路）
13	” ” ” 470地先道路敷
14	” ” ” 469 - 1
15	” ” ” 463 - 1 地先道路敷
16	” ” ” 461

公 告

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、平成27年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成28年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 公文書の開示請求の処理状況

(件)

請求書 受 付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
5, 231	5, 015	130	13	82	0	144	5, 384

(注 1) 1 件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

(注 2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

(件)

区 分	個 人	法人その他の団体	計
県 内	523	4,098	4,621
県 外	383	227	610
計	906	4,325	5,231

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決 定 等 の 件 数	決 定 等 の 内 訳						
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ	
知 事	総合政策部	12	2	9	0	0	0	1
	総 務 部	94	78	9	0	1	0	6
	福祉保健部	169	112	29	3	11	0	14
	環境森林部	392	325	24	3	30	0	10
	商工観光労働部	35	19	5	3	8	0	0
	農政水産部	539	510	4	0	3	0	22
	県土整備部	3,588	3,482	17	3	12	0	74
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
小 計	4,829	4,528	97	12	65	0	127	
教 育 委 員 会	43	29	2	1	8	0	3	
選挙管理委員会	20	9	6	0	2	0	3	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	3	1	0	0	2	0	0	
公 安 委 員 会	1	0	0	0	1	0	0	
警 察 本 部 長	292	257	25	0	4	0	6	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	

内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	84	81	0	0	0	0	3
病院事業管理者	92	90	0	0	0	0	2
地方二公社	20	20	0	0	0	0	0
合 計	5,384	5,015	130	13	82	0	144

4 不服申立ての件数

8 件 (うち 3 件取下げ)

5 不服申立ての処理状況

不服申立ての案件	実 施 機 関	不 服 申 立 て 年 月 日	公 文 書 開 示 審 査 会			不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 等	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	決 定 等 年 月 日	決 定 等 の 内 容
知事(農村整備課)が行った部分開示決定に対する異議申立て	知 事	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 6 月 19 日	-	-	平成 27 年 9 月 1 日	取 下 げ
知事(日向保健所)が行った公文書不開示決定に対する異議申立て	知 事	平成 27 年 6 月 15 日	-	-	-	平成 27 年 9 月 24 日	取 下 げ
知事(日向保健所)が行った公文書不開示決定に対する異議申立て	知 事	平成 27 年 6 月 29 日	-	-	-	平成 27 年 9 月 24 日	取 下 げ

知事（高岡土木事務所）が行った部分開示決定に対する異議申立て	知事	平成 27 年 7 月 6 日	-	-	-	平成 28 年 4 月 15 日	却下
知事（農村整備課）が行った公文書不開示決定に対する異議申立て	知事	平成 27 年 7 月 14 日	平成 27 年 8 月 6 日	-	-	-	-
監査委員（監査第一課）が行った公文書不開示決定に対する異議申立て	監査委員	平成 27 年 7 月 29 日	平成 27 年 11 月 20 日	-	-	-	-
知事（循環社会推進課）が行った部分開示決定に対する異議申立て	知事	平成 27 年 9 月 3 日	平成 27 年 10 月 1 日	-	-	-	-
知事（高岡土木事務所）が行った公文書不開示決定に対する異議申立て	知事	平成 28 年 3 月 14 日	-	-	-	-	-

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人数	人数	冊数
3,340	1,548	1,073	266

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、平成27年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況 (件)

請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
76	84	24	49	4	5	2	0

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
議会	0	0	0	0	0	0	0
知事	総合政策部	0	0	0	0	0	0
	総務部	2	2	0	0	0	0
	福祉保健部	15	3	7	4	1	0
	環境森林部	0	0	0	0	0	0
	商工観光労働部	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	2	2	0	0	0	0
	県土整備部	3	1	2	0	0	0
	関係部共管	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0
小計	22	8	9	4	1	0	
教育委員会	13	13	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	2	1	1	0	0	0	

監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	2	0	1	0	1	0	0
警 察 本 部 長	45	2	38	0	3	2	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
合 計	84	24	49	4	5	2	0

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の実施状況（件）

実 施 機 関	該 当 試 験 数	開 示 件 数
議 会	0	0
知 事	総合政策部	0
	総 務 部	6
	福祉保健部	14
	環境森林部	2
	商工観光労働部	6
	農政水産部	7
	県土整備部	1
	関係部共管	0
	会計管理局	0
	小 計	36
教 育 委 員 会	4	1,220
選 挙 管 理 委 員 会	0	0
人 事 委 員 会	11	351
監 査 委 員	0	0

公 安 委 員 会	0	0
警 察 本 部 長	0	0
労 働 委 員 会	0	0
収 用 委 員 会	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0
病 院 事 業 管 理 者	2	15
合 計	53	1,650

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

2 保有個人情報の訂正請求の状況 (件)

実 施 機 関	請 求 書 受 付 件 数	決 定 等 の 件 数	決 定 等 の 内 訳		
			訂 正	部 分 訂 正	不 訂 正
教 育 委 員 会	1	2	0	1	1

(注) 1件の訂正請求につき、複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われたため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

4 不服申立ての件数

5件

5 不服申立ての処理状況

不 服 申 立 て の 案 件	実 施 機 関	不 服 申 立 て 年 月 日	個 人 情 報 保 護 審 議 会			不 服 申 立 て に 対 す る 決 定	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	決 定 年 月 日	決 定 の 内 容
知事（中央福祉こどもセンター）が行った保有個人情報不開示		平成	平成	平成	決 定		

決定に対する異議申立て	知事	27年7月8日	27年9月24日	28年3月30日	は妥当である	-	-
知事（中央福祉こどもセンター）が行った保有個人情報不開示決定に対する異議申立て	知事	平成27年7月29日	平成27年9月24日	平成28年3月30日	決定は妥当である	-	-
教育委員会（学校政策課）が行った保有個人情報不訂正決定に対する異議申立て	教育委員会	平成27年9月30日	平成27年11月9日	平成28年3月30日	決定は妥当である	平成28年4月12日	棄却
知事（中央福祉こどもセンター）が行った保有個人情報不開示決定に対する異議申立て	知事	平成27年10月7日	平成27年11月17日	平成28年3月30日	決定は妥当である	-	-
知事（都城保健所）が行った保有個人情報部分開示決定に対する異議申立て	知事	平成28年1月12日	-	-	-	平成28年3月30日	却下

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき、宮崎県農業振興地域整備基本方針を変更したので、別冊のとおり公表する。

平成28年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、保揚枝原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	相場 克幸	小林市真方3898番地 6

（任期：平成29年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	今別府 健作	小林市北西方5758番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山中土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	荒武 辰夫	小林市細野5489番地
理事	黒木 薫	小林市細野5434番地 1
理事	坂口 正美	小林市細野5247番地
理事	齋藤 洋光	小林市細野1851番地の 1
理事	堂籠 哲生	小林市細野5249番地13
監事	吉留 健一	小林市細野5600番地の 4
監事	坂口 國人	小林市細野5248番地 3

（任期：平成31年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	荒武 辰夫	小林市細野5489番地
理事	重信 喜一郎	高原町大字広原1198番地
理事	坂口 正美	小林市細野5247番地
理事	齋藤 洋光	小林市細野1851番地の 1
理事	堂籠 哲生	小林市細野5249番地13
監事	福井 徹	小林市細野5256番地 3

監 事	黒 木 薫	小林市細野5434番地 1
-----	-------	---------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、楠原土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 光 彦	日南市大字楠原1948番地 2
理 事	東 昭 良	日南市大字楠原 615番地 2
理 事	倉 山 益 治	日南市大字楠原1578番地 1
理 事	倉 元 利 直	日南市大字楠原1689番地
理 事	中 村 吉 春	日南市大字楠原2010番地
理 事	石 山 昂	日南市飫肥 6 丁目 6 番15号 1
理 事	佐 原 勇 次	日南市飫肥 8 丁目 4 番10号
理 事	水 元 秀 治	日南市大字吉野方 11792番地
監 事	加 藤 正 勝	日南市大字楠原1573番地
監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

（任期：平成30年 3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 光 彦	日南市大字楠原1948番地 2
理 事	東 昭 良	日南市大字楠原 615番地 2
理 事	大 倉 孝 平	日南市大字楠原 950番地
理 事	倉 元 利 直	日南市大字楠原1689番地
理 事	中 村 吉 春	日南市大字楠原2010番地
理 事	石 山 昂	日南市飫肥 6 丁目 6 番15号 1
理 事	佐 原 勇 次	日南市飫肥 8 丁目 4 番10号

理 事	水 元 秀 治	日南市大字吉野方 11792番地
監 事	川 越 信 男	日南市大字楠原1502番地
監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、森田土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	加 藤 隆 一	都城市野々美谷町3453番地ロ
監 事	小 野 勝 則	都城市野々美谷町1543番地

（任期：平成32年 5月24日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	竹 迫 文 夫	都城市野々美谷町3373番地
監 事	池 田 利 憲	都城市野々美谷町2778番地 1

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成28年 6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（高度地域基準点測量、水準測量）

2 作業地域

別表参照

3 作業期間

平成28年 6月20日から平成29年 3月10日まで

別表

延岡市	基本測量（水準測量）
西都市	基本測量（水準測量）
日向市	基本測量（水準測量）
西臼杵郡日之影町	基本測量（水準測量）
西臼杵郡高千穂町	基本測量（水準測量）
西臼杵郡五ヶ瀬町	基本測量（水準測量）
東臼杵郡門川町	基本測量（水準測量）
東臼杵郡椎葉村	基本測量（高度地域基準点測量）
児湯郡新富町	基本測量（水準測量）

児湯郡高鍋町	基本測量（水準測量）
児湯郡川南町	基本測量（水準測量）
児湯郡都農町	基本測量（水準測量）
児湯郡西米良町	基本測量（水準測量）

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月20日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則（昭和60年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（風俗営業の営業時間の特例）</p> <p>第5条 条例第5条第1項第4号の公安委員会規則で定める日は、別表第2の左欄に掲げる日とし、<u>同項</u>の公安委員会規則で定める地域は、同表の中欄に掲げる習俗的行為等ごとに、同表の右欄に掲げる地域とする。</p> <p style="text-align: center;">（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域の特例）</p> <p>第7条 第3条第1項第1号の規定は、<u>条例第25条</u>の公安委員会規則で定める地域について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">（風俗営業の営業時間の特例）</p> <p>第5条 条例第5条第1項第2号の公安委員会規則で定める日は、別表第2の左欄に掲げる日とし、<u>同号</u>の公安委員会規則で定める地域は、同表の中欄に掲げる習俗的行為等ごとに、同表の右欄に掲げる地域とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（特定遊興飲食店営業所への年少者の立入禁止の表示）</u></p> <p>第7条 条例第28条の規定による表示は、<u>同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域の特例）</p> <p>第8条 第3条第1項第1号の規定は、<u>条例第30条</u>の公安委員会規則で定める地域について準用する。</p>

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。